各 位

会 社 名: ミサワホーム北海道株式会社代表者名: 代表取締役 渡辺 道広

(コード:1761 札幌証券取引所)

問合せ先: 執行役員 星加 龍哉

総合企画部長

TEL: (011) 822-1111

支配株主であるミサワホーム株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、ミサワホーム株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	ミサワホーム株式会社
(2) 事 業 内 容	工業化住宅部材の製造、販売
(3) 設立年月日	平成 15 年 8 月 1 日
(4) 本店所在地	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 竹中 宣雄
(6) 資 本 金	23,412 百万円
(7) 大株主及び持株比率	NPF-MG 投資事業有限責任組合 トヨタ自動車株式会社 あいおい損害保険株式会社 ステートストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041 3.68% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 日本ララスティ・サービス信託銀行株式会社 1.93% サ゛チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント 日本生命保険相互会社 株式会社三菱東京UFJ銀行 ステートストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 1.30% (平成 21 年 9 月 30 日現在)

(8) 当社との関係等	資本 関係	公開買付者は、間接保有分1.43%を含め、当社の発行済株式総数(11,780,800株)の78.39%の株式に相当する9,235,000株を保有しています。(平成22年3月18日現在)
	人 的 関 係	公開買付者の執行役員1名が、当社の取締役を兼務しており、公開買付者の従業員2名が、当社の監査役(社外監査役)を兼務しております。 また公開買付者は当社へ従業員を7名出向させております(平成22年2月28日現在)。
	取 引 関 係	当社は公開買付者グループの中で北海道地区の住 宅販売を担っており、当社は公開買付者から「ミサ ワホーム」を建築する部材を仕入れております。
	関連当事者への 該 当 状 況	公開買付者は当社の親会社に該当します。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は本日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けに関し、下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の理由から、賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、現在、当社普通株式 9,235,000 株(平成 21 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 78.39%(小数点以下第三位四捨五入))を公開買付者(所有株式数 9,066,000 株)並びに公開買付者の連結子会社である東北ミサワホーム株式会社(所有株式数 60,000 株)、ミサワホーム信越株式会社(所有株式数 40,000 株)、ミサワホーム東京株式会社(所有株式数 27,000 株)、ミサワホーム東関東株式会社(所有株式数 20,000 株)、ミサワホーム東海株式会社(所有株式数 12,000 株)及び株式会社ミサワホーム静岡(所有株式数 10,000 株)を通して保有し、当社を連結子会社としておりますが、この度、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付けにより、当社の発行済株式の全て(但し、当社が保有する自己株式を除きます。)を取得することを決定したとのことです。

なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限は設定されておりませんので、 公開買付者は応募株券等の全部の買付けを行います。

また、単元未満株式も本公開買付けの対象となります。さらに、会社法に従って株主による 単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付け期間中に 自己の株式を買い取ることがあります。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び理由 公開買付者グループ(公開買付者及び公開買付者の関係会社をいいます。以下同様です。) は、公開買付者、当社を含む連結子会社 47 社及びその他の関係会社 1 社により構成されており、工業化住宅の製造・施工・販売、宅地の造成・販売、増改築・リフォーム工事等を中心とする事業を展開しています。

公開買付者は、工業化住宅「ミサワホーム」の施工・販売を担当する関係会社等へ住宅部材の供給を行っており、また、一般顧客等に対しても工業化住宅の施工・販売及び宅地の販売を行っています。

公開買付者は、平成18年8月に「住まいのNo.1ブランド」を目指す中長期経営ビジョンを 策定し、同時に平成20年度を最終年度とし、中長期経営ビジョン達成のための具体的戦略を 織り込んだ中期経営計画を策定しましたが、平成19年度において新設住宅着工戸数が前年対 比大幅なマイナスを記録し、原油高を背景として原材料価格が高騰するなど、住宅市場の急激 な変化は当初の想定を大きく上回り、計数計画と実績に乖離が生じたことから、平成20年5 月に市場変化に対応した新たな戦略の追加、現行戦略の一部修正と計数計画の見直しを織り込 んだ新中期経営計画(平成20年度~平成22年度)を策定しました。

公開買付者グループを取り巻く事業環境は、住宅ローン減税の拡大や贈与税の非課税枠拡大措置、太陽光発電システムの補助金制度、住宅版エコポイントの開始など、住宅需要を下支えする各種政策が次々と打ち出されていますが、雇用情勢、設備投資、個人消費は依然として厳しい状況にあり、平成21年度の新設住宅着工戸数が80万戸を切る水準まで減少するなど、住宅需要の低迷が続いている状況です。

現在、公開買付者は、「事業ポートフォリオの最適化」と「事業構造の再構築」を骨子とした新中期経営計画の達成に向けて、「事業ポートフォリオの最適化」として、新たな収益事業の確立並びに賃貸事業、戸建分譲事業、リフォーム事業、シルバー事業及び在来木造住宅事業の戦略的強化、また「事業構造の再構築」として、新たな収益事業への人員配置並びに新卒採用の抑制などによるグループ総人員の 2.5%程度の削減及び営業生産性向上や総原価低減による損益分岐点の引下げなどの諸施策の実施に取り組んでいます。

一方、当社は、昭和47年8月に北海道札幌市の「ミサワホーム」の施工・販売を担当する会社として設立され、その後、平成6年10月に株式会社ミサワホーム旭川、株式会社ミサワホーム函館と合併し、当社の株式は平成9年10月に札幌証券取引所に上場されました。当社は、現在では北海道を営業基盤に、「ミサワホーム」の施工・販売を担当する会社として、地域密着型の企業体を目指しています。

北海道における当社を取り巻く事業環境は、雇用情勢は厳しい状況にあるものの下げ止まりつつあり、個人消費は持ち直しの動きがみられ、新設住宅着工戸数も前年同月比増加に転じるなど、わずかながらに回復の兆しがみられます。しかしながら、厳しい企業収益の状況と景気に対する先行き不透明感を背景に、住宅需要は本格的な回復には至っておりません。

このような事業環境下、当社は、平成21年3月期に営業損失、当期純損失を計上いたしま した。その後、当社は、平成21年6月に安定した経営基盤の確保のための資本増強策として 公開買付者を割当先とする第三者割当増資を実施いたしました。しかしながら、その後も、当 社の事業環境は厳しい状況にあり、平成22年3月期第3四半期連結累計期間においても営業 損失、当期純損失を計上いたしました。

公開買付者には、当社を公開買付者グループにとって必要不可欠な会社と位置付け、これまでにも当社への出資や取締役の派遣など、財務面・人事面を中心とした様々な支援を続けてきていただいておりました。しかし、当社は上記当社を取り巻く事業環境下においては、当社の業績悪化に歯止めがかからず、当社単独の経営合理化努力により業績の大幅な改善を図ることは極めて困難であり、当社の業績回復のためには、抜本的な対策が不可避と考えており、このような認識の下、平成21年12月頃から、当社の業績回復及び両社の企業価値の向上を目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。

その結果、公開買付者と当社とは、当社の業績回復並びに当社の中長期的な企業価値の向上 及び公開買付者グループ全体の企業価値の最大化のためには、これまで以上に公開買付者と当 社が強固な協力体制を構築するとともに、当社において、短期的な利益追求にとらわれない柔 軟な経営戦略の策定及び遂行、並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための意思決定を可 能とすることが必要であり、公開買付者が本公開買付けを通じて当社を完全子会社化すること が、これを実現する最善の方策であるとの結論に至りました。

また、当社の取り巻く厳しい経営環境が当面継続する可能性、更には、今後より一層悪化する可能性があることも見据えておく必要があると考えており、その中で中長期的な視点に立った企業価値の向上を実現するための経営と、公開買付者グループが取り組む諸施策を同時並行で実行するためには、不採算拠点の閉鎖や、本社機能のスリム化、重点機能強化といった抜本的経営改善策を迅速に実施することが喫緊の課題であり、その改善策の実施には相当額の投資や損失を計上し、一時的に当社の経営成績の悪化を招くリスクを伴うものであるため、資本市場から当社の経営に対して十分な評価を得られない可能性があり、当社として重視すべき企業価値を毀損するおそれがあります。

さらに、そのような抜本的経営改善策の実施には、一定程度の費用と時間を要し、当社の 企業価値が経営改善直後から向上することは確実ではないために、当社の株主の皆様を相当 期間不安定な地位におくことになってしまう可能性があります。

そのため、このような短期、中長期にわたるリスクを一般株主に負っていただくことを回避するとともに、今後の経営方針を共有した経営支援経験豊かな公開買付者との共同で事業を展開していくことが、当社の企業価値の更なる向上には必要であるとの結論に至りました。 以上を踏まえて、当社は、公開買付者による当社の完全子会社化が、当社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至りました。

また、当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本買付価格」といいます。)が当社の株主の皆様にとって後記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり妥当なものであり、当社の株主の皆様に対しても、合理的な価格による当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、当社の

株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をいたしました。

(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、当社の普通株式に係る議決権の過半数を保有し、当社を連結子会社としており、当社の取締役の一部は公開買付者と利害関係を有しています。このような状況を踏まえ、当社は、本公開買付けの公正性を担保するために、慎重な手続を経る必要があると判断し、主として以下のような措置を採っております。

① 当社における独立第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本買付価格 270 円は、本公開買付けについて意見を表明すること決議した当社取締役会開催日の前日である平成 22 年 3 月 17 日の札幌証券取引所における当社株式の終値 245 円に対して約 10.2%、平成 22 年 3 月 17 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 260 円 (小数点以下四捨五入) に対して約 3.8%のプレミアムを加えた金額、平成 22 年 3 月 17 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 285 円 (小数点以下四捨五入) に対して約 5.3%のディスカウントをした金額、平成 22 年 3 月 17 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 267 円 (小数点以下四捨五入) に対して約 1.1%のプレミアムを加えた金額となります。

当社は、本買付価格の妥当性を判断するため、本公開買付けに係る意見表明に先立ち、当社及び公開買付者の関連当事者には該当しない当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるグローウィン・パートナーズ株式会社(以下「グローウィン・パートナーズ」といいます。)に、当社の株式価値の算定を依頼し、平成22年3月17日付でグローウィン・パートナーズから株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得しております。なお、当社はグローウィン・パートナーズから本買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

本株式価値算定書によれば、当社の株式価値の算定結果は以下のとおりであります。

I 市場株価法 245 円~278 円

市場株価法とは、株式市場における株価をもとに株式価値を分析する手法です。平成22年3月17日からの直近1ヶ月間における出来高加重平均株価(263円)、直近3ヶ月間における出来高加重平均株価(278円)、直近6ヶ月間における出来高加重平均株価(267円)及び直近12ヶ月間における出来高加重平均株価(267円)をもとに、当社株式1株当たりの価値が算定されております。

Ⅱ 修正純資産法 84 円~124 円

修正純資産法とは、純資産額から一定の前提及び条件に基づく時価評価差額を加減算した修正純資産額を算出して株式価値を算定する手法です。平成22年1月末日の当社の連結簿価純資産額及び一定の前提に基づき集計された含み損益等の時価情報を反映させた修正純資産額をもとに、当社株式1株当たりの価値が算定されております。

本株式価値算定書は、各算定手法によるそれぞれの当社の1株当たりの株式価値の分析結

果を踏まえた総合的なものです。

なお、一般的に用いられるDCF法(ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法)に基づく算定も行われておりますが、当社の営業エリアにおける住宅・住宅関連業界の今後の見通しが不透明であり、事業計画については株価算定の基礎としての合理性が乏しいと考えられるとして、参考値が提示されているにすぎず、評価結果としては採用されておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社取締役会は、法務アドバイザーとして、当社及び公開買付者から独立した北村・平賀 法律事務所(以下「法務アドバイザー」といいます。)を選定し、本公開買付けの手続を含 む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けています。

③ 買付け等の期間の設定

買付け等の期間の最低期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間は25営業日に設定されています。本公開買付けが、間接保有分1.43%を合わせて当社の発行済株式の78.39%を保有する公開買付者による公開買付けであり、対抗買付者の出現する可能性が限定的であることを考慮すれば、この本公開買付けにおける買付け等の期間は、当社の株主の皆様にとり、本公開買付けへ応募するか否かの検討期間として相当であると考えられ、当社としては買付け等の価格の妥当性を含め、当社取締役会の判断の公正性を客観的に担保しているものと考えております。

④ 取締役会における決議方法

当社取締役会においては、法務アドバイザーからの助言を踏まえ、本株式価値算定書を参考にし、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けについて、当社にとっての意義及び本公開買付けの諸条件も鑑み、慎重に協議、検討を重ねました。

その結果、当社としては、本公開買付けの実施が公開買付者のみならず当社にとっても企業価値の向上に資するものであり、また、当社の株主の皆様に対しても、合理的な価格による当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成22年3月18日開催の取締役会において決議に参加した当社取締役2名全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行いました。かかる取締役会に参加した監査役(1名)は、当社の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議が無い旨の意見を述べております。

なお、当社と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該 対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていませ ん。

また、当社取締役のうち、公開買付者の常務執行役員を兼務している若月惠治氏は、利益相反防止の観点から、当社取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議・交渉に参加していません。当社の社外監査役である西戸邦弘氏及び山村晴康氏は、いずれも公開買付者の従業員でもあるため、利益相反

防止の観点から、当社取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておりません。

⑤ 公開買付者における独立第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

なお、公開買付者によれば、公開買付者は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」といいます)に対し、当社の株式価値評価分析を依頼したとのことです(なお、三菱UFJ証券は、公開買付者の関連当事者に該当せず、その他本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。)。三菱UFJ証券は、市場株価分析及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)の各手法を用いて当社の株式価値評価分析を行い、公開買付者は三菱UFJ証券から平成22年3月17日に株式価値分析報告書を取得したとのことです(なお、公開買付者は、三菱UFJ証券から本買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。)。上記各手法において分析された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析 245 円から 283 円 DCF分析 233 円から 273 円

また、公開買付者は、三菱UFJ証券から取得した株式価値評価分析報告書記載の各手法の分析結果を参考にし、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年3月18日開催の取締役会において、本買付価格を1株当たり270円と決定したとのことです。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付者は、上記「(2) ①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の 完全子会社化する方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社の発行済株 式の全て(公開買付者が保有する当社株式を除きます。)を取得する予定です。

本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に、当社との間で、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て(公開買付者が保有する当社株式を除きます。)を取得することを企図しております。本株式交換においては、公開買付者を除く当社の株主の皆様が保有する当社株式の対価として金銭を交付することを予定しております。

本株式交換において公開買付者を除く当社の各株主の皆様に交付される当社の普通株式1 株当たりの金銭の額は、公開買付者と当社それぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して、最終 的には本公開買付け終了後に公開買付者と当社が協議の上で決定いたしますが、本公開買付け の当社の普通株式1株当たりの本買付価格と同一にする予定です。

また、公開買付者は本株式交換に先立ち、当社が自己株式を保有している場合には当社に対して保有する自己株式を消却するよう要請する予定とのことであり、当社はこれに応じてその保有する自己株式を消却する予定です。

本株式交換に際しては、当社の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手続に従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。

なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換は、平成22年8月頃までを目処に実施される予定ですが、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社の株主による当社株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、完全子会社化の実施の方法又は時期に変更が生じる可能性があります。本株式交換の内容については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、現在、札幌証券取引所に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の株式は札幌証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4)いわゆる二段階買収に関する事項」に記載のとおり、本株式交換により、公開買付者は当社を完全子会社化することを企図していますので、その場合、当社の株式は札幌証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式を札幌証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況 本公開買付けは、上記「2.(2)① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買 付者の完全子会社とすることを目的とするものであり、上場廃止自体を目的とするものではあ りません。

前述のとおり、当社としては、本公開買付けの実施及び諸条件につき、当社及び公開買付者 からそれぞれ独立した、第三者算定機関から取得した本株式価値算定書の内容を踏まえ、法務 アドバイザーからの助言を受けつつ、当社として慎重に協議、検討を重ねた結果、本公開買付けが公開買付者のみならず当社にとっても企業価値の向上に資するものであり、当社の株主の皆様に対しても、合理的な価格による当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、決議に参加した当社取締役全員一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議しております。

公開買付者は、上記(4)の記載の方法により、当社株式の対価として金銭を交付する方法により、当社を完全子会社化することを予定しており、これは、当社の株主の皆様の利益を保護する、上場廃止に伴う代替措置となるものと当社は考えております。この場合に当該当社の株主の皆様に交付される金銭の額についても、本公開買付けの当社の普通株式1株当たりの本買付価格と同一にする予定です。

(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合 意に関する事項

該当事項はありません。

- 3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容 該当事項はありません。
- 4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針・今後の見通し

公開買付者によれば、本公開買付け及び完全子会社化後の当社の経営方針等に重大な変更を 加えることについて、現時点で具体的に想定している事項はないとのことです。

今後の見通しについて何らか判明した場合、速やかに公表いたします。

- 5. 公開買付者に対する質問該当事項はありません。
- 6. 公開買付期間の延長請求 該当事項はありません。
- 7. 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料 (「当社子会社であるミサワホーム北海道株式会社株式 に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」) をご参照下さい。

- 8. 今後の見通し
- (1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「2.(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」を参照下さい。

(2) 今後の業績への見通し

本公開買付けが業績に与える影響については、確定次第速やかに報告します。

9. 支配株主との取引等に関する事項

公開買付者は当社の支配株主であり、本件は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成 21 年 12 月 28 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」に関する本件における適合状況は、以下のとおりです。

本件は、上記2.(3)「買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保するために必要な措置を講じており、当社は、かかる対応により上記報告書の記載内容に適合していると考えています。

なお、平成21年12月28日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」における支配株主との 取引等を行う際における少数株主の保護に関する記載は以下のとおりです。

親会社とは、資本関係を含め緊密な関係を維持する方針でありますが、当社自身の経営方針 及び事業活動において、上場会社としての独立性を確保し、今後も少数株主の利益を阻害する ことはないと考えております。

以 上



平成22年3月18日

各 位

会 社 名 ミサワホーム株式会社

代表者名 代表取締役 竹中 宣雄

(コード番号:1722 東証・大証・名証第1部)

問合せ先

役職名 経営企画部広報・IR担当部長

氏 名 中村 孝

TEL 03 (3349) 8088

当社子会社であるミサワホーム北海道株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ミサワホーム株式会社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成22年3月18日開催の取締役会において、ミサワホーム北海道株式会社(以下「対象者」といいます。)の株式を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を開始することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者普通株式 9,235,000 株(平成 21 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 78.39%(小数点以下第三位四捨五入))を当社(所有株式数 9,066,000 株)並びに当社の連結子会社である東北ミサワホーム株式会社(所有株式数 60,000 株)、ミサワホーム信越株式会社(所有株式数 40,000 株)、ミサワホーム東京株式会社(所有株式数 27,000 株)、ミサワホーム東関東株式会社(所有株式数 20,000 株)、ミサワホーム東関東株式会社(所有株式数 12,000 株)及び株式会社ミサワホーム静岡(所有株式数 10,000 株)を通して保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、本公開買付けにより、対象者の発行済株式の全て(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得することといたしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。

なお、対象者によれば、対象者は、平成22年3月18日開催の対象者の取締役会において、本公開買付け について賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決 議を行ったとのことであります。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループ(当社及び当社の関係会社をいいます。以下同様です。)は、当社、連結子会社 47 社及び その他の関係会社1社により構成されており、工業化住宅の製造・施工・販売、宅地の造成・販売、増改 築・リフォーム工事等を中心とする事業を展開しております。

当社は、工業化住宅「ミサワホーム」の施工・販売を担当する関係会社等へ住宅部材の供給を行っており、また、一般顧客等に対しても工業化住宅の施工・販売及び宅地の販売を行っています。

当社は、平成 18 年8月に「住まいの No.1 ブランド」を目指す中長期経営ビジョンを策定し、同時に平成 20 年度を最終年度とし、中長期経営ビジョン達成のための具体的戦略を織り込んだ中期経営計画を策定しましたが、平成 19 年度において新設住宅着工戸数が前年対比大幅なマイナスを記録し、原油高を背景として原材料価格が高騰するなど、住宅市場の急激な変化は当初の想定を大きく上回り、計数計画と実績に乖離が生じたことから、平成 20 年5月に市場変化に対応した新たな戦略の追加、現行戦略の一部修正と計数計画の見直しを織り込んだ新中期経営計画(平成 20 年度~平成 22 年度)を策定いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境は、住宅ローン減税の拡大や贈与税の非課税枠拡大措置、太陽光発電システムの補助金制度、住宅版エコポイントの開始など、住宅需要を下支えする各種政策が次々と打ち出されていますが、雇用情勢、設備投資、個人消費は依然として厳しい状況にあり、平成 21 年度の新設住宅着工戸数が80万戸を切る水準まで減少するなど、住宅需要の低迷が続いている状況です。

現在、当社は、「事業ポートフォリオの最適化」と「事業構造の再構築」を骨子とした新中期経営計画の達成に向けて、「事業ポートフォリオの最適化」として、新たな収益事業の確立並びに賃貸事業、戸建分譲事業、リフォーム事業、シルバー事業及び在来木造住宅事業の戦略的強化、また「事業構造の再構築」として、新たな収益事業への人員配置並びに新卒採用の抑制などによるグループ総人員の 2.5%程度の削減及び営業生産性向上や総原価低減による損益分岐点の引下げなどの諸施策の実施に取り組んでいます。

一方、対象者は、昭和 47 年8月に北海道札幌市の「ミサワホーム」の施工・販売を担当する会社として設立され、その後、平成6年 10 月に株式会社ミサワホーム旭川、株式会社ミサワホーム函館と合併し、対象者の株式は平成9年10月に札幌証券取引所に上場されました。対象者は、現在では北海道を営業基盤に、「ミサワホーム」の施工・販売を担当する会社として、地域密着型の企業体を目指しています。

北海道における対象者を取り巻く事業環境は、雇用情勢は厳しい状況にあるものの下げ止まりつつあり、個人消費は持ち直しの動きがみられ、新設住宅着工戸数も前年同月比増加に転じるなど、わずかながらに回復の兆しがみられます。しかしながら、厳しい企業収益の状況と景気に対する先行き不透明感を背景に、住宅需要は本格的な回復には至っておりません。

このような事業環境下、対象者は、平成 21 年3月期に営業損失、当期純損失を計上いたしました。その後、対象者は、平成 21 年6月に安定した経営基盤の確保のための資本増強策として、当社を割当先とする第三者割当増資を実施いたしました。しかしながら、その後も、対象者の事業環境は厳しい状況にあり、平成 22 年3月期第3四半期連結累計期間においても営業損失、当期純損失を計上いたしました。

当社は、対象者を当社グループにとって必要不可欠な会社と位置付けており、これまでにも対象者への出資や取締役の派遣など、財務面・人事面を中心とした様々な支援を続けてまいりました。しかし、当社は、上記対象者を取り巻く事業環境下においては、対象者の業績悪化に歯止めがかからず、対象者単独の経営合理化努力により業績の大幅な改善を図ることは極めて困難であり、対象者の業績回復のためには、抜本的な対策が不可避と考えております。

こうした状況の中、当社と対象者とは、平成 21 年 12 月頃から、対象者の業績回復及び両社の企業価値の向上を目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社と対象者とは、対象者の業績回復並びに対象者の中長期的な企業価値の向上及び当社グループ全体の企業価値の最大化のためには、これまで以上に当社と対象者が強固な協力体制を構築するとともに、対象者において、短期的な利益追求にとらわれない柔軟な経営戦略の策定及び遂行、並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための意思決定を可能とすることが必要であり、当社が本公開買付けを通じて対象者を完全子会社化することが、これを実現する最善の方策であるとの結論に至りました。

当社は、本公開買付け実施後も、対象者へ引き続き役員を派遣し、経営支援を継続する予定です。また、 当社は、これまでの対象者への経営支援の経験を活かし、経営改善の着実な実行に必要な実務レベルでの人 材の派遣、資材調達等の事業協力も含めた様々な経営支援を行ってまいります。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、対象者の普通株式に係る議決権の過半数を保有し、対象者を連結子会社としていることから、本 公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本買付価格」といいます。)の公正性を担保するための措置及

び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

当社は、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」といいます。)に対象者の株式価値評価分析を依頼しました(なお、三菱UFJ証券は、当社の関連当事者には該当せず、その他本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。)。

当社は本買付価格を決定するにあたり、三菱UF J 証券より株式価値分析報告書を平成 22 年 3 月 17 日に取得し、参考としております(なお、当社は、三菱UF J 証券から本買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。

当社は、三菱UF J 証券から取得した株式価値分析報告書記載の各手法の分析結果を参考にし、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年3月18日開催の取締役会において、本買付価格を1株当たり270円と決定いたしました。

なお、本買付価格である 1 株当たり 270 円は、札幌証券取引所における対象者の普通株式の直近の取引成立日(平成 22 年 3 月 10 日)の普通取引終値の 245 円に対して 10.2%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 1 ヶ月間(平成 22 年 2 月 18 日から平成 22 年 3 月 10 日まで)の普通取引終値の単純平均値 263 円(小数点以下四捨五入)に対して 2.7%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額、過去 3 ヶ月間(平成 21 年 12 月 21 日から平成 22 年 3 月 10 日まで)の普通取引終値の単純平均値 283 円(小数点以下四捨五入)に対して 4.6%(小数点以下第二位四捨五入)のディスカウントをした金額、過去 6 ヶ月間(平成 21 年 9 月 24 日から平成 22 年 3 月 10 日まで)の普通取引終値の単純平均値 268 円(小数点以下四捨五入)に対して 0.7%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額となります。

他方、対象者によれば、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するために、以下のような措置を採っているとのことです。

まず、対象者は、本買付価格の妥当性を判断するため、当社及び対象者の関連当事者には該当しない当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるグローウィン・パートナーズ株式会社(以下「グローウィン・パートナーズ」といいます。)に、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年3月17日付でグローウィン・パートナーズから株式価値算定書を取得したとのことです(なお、対象者はグローウィン・パートナーズから本買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。)。また、対象者取締役会は、法務アドバイザーとして、当社及び対象者から独立した北村・平賀法律事務所を選定し、本公開買付けの手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているとのことです。

さらに、対象者取締役会においては、北村・平賀法律事務所からの助言を踏まえ、グローウィン・パートナーズの株式価値算定書を参考にし、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けについて、対象者にとっての意義及び本公開買付けの諸条件も鑑み、慎重に協議、検討を重ねたとのことです。その結果、対象者としては、本公開買付けの実施が当社のみならず対象者にとっても企業価値の向上に資するものであり、また対象者の株主の皆様に対しても、合理的な価格による対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成22年3月18日開催の取締役会において決議に参加した対象者取締役2名全員の一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったとのことです。かかる取締役会に参加した監査役(1名)は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

また、対象者取締役のうち、当社の常務執行役員を兼務している若月惠治氏は、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことであり、対象者の社外監査役である西戸邦弘氏及び山村晴康氏は、いずれも当社の従業員でもあるため、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社化する方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の発行済株式の全て(当社が保有する対象者株式を除きます。)を取得する予定です。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て(対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に、対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことにより、当社が対象者の発行済株式の全て(当社が保有する対象者株式を除きます。)を取得することを企図しております。本株式交換においては、当社を除く対象者の株主の皆様が保有する対象者株式の対価として金銭を交付することを予定しております。

本株式交換において当社を除く対象者の各株主の皆様に交付される対象者の普通株式1株当たりの金銭の額は、当社と対象者それぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と対象者が協議の上で決定いたしますが、本公開買付けの対象者の普通株式1株当たりの本買付価格と同一にする予定です。

また、当社は本株式交換に先立ち、対象者が自己株式を保有している場合には対象者に対して、その保有する自己株式を消却するよう要請する予定です。

本株式交換に際しては、対象者の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。

なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の 承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換に より、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換は、平成 22 年8月頃までを目処に実施される予定ですが、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外の対象者株主による対象者株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、完全子会社化の実施の方法又は時期に変更が生じる可能性があります。本株式交換の内容については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、札幌証券取引所に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は札幌証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本株式交換により、当社は対象者を完全子会社化することを企図していますので、その場合、対象者の株式は札幌証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を札幌証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

(7) その他

なお、当社は、本公開買付けの開始と同時に、現在当社の連結子会社である東北ミサワホーム株式会社を 当社の完全子会社とすることを目的として、同社の株式に対する公開買付けを実施します。

2. 買付け等の概要

(1)対象者の概要

(- / / / -	-31 H							
1)名 称			称	ミサワホーム北海道株式会社			
2	② 所 在 地			地	北海道札幌市白石区東札幌二条6丁目8番1号			
3	③ 代表者の役職・氏名			毛名	代表取締役 社長執行役員 渡辺道広			
4	④ 事 業 内 容			容	工業化住宅の施工・販売			
(5)	資	本		金	1,239 百万円(平成21 年12月31日現在)			
6	設立	: 年	月	日	昭和47年8月31日			
7	大株主	及び	持株比	七率	ミサワホーム株式会社	73.81%		
					ミサワホーム北海道従業員持株会	7. 75%		
					株式会社北洋銀行	2.53%		
					ミサワホーム北海道取引先持株会	1.24%		
					東北ミサワホーム株式会社	0.57%		
					株式会社三菱東京UFJ銀行	0.50%		
					株式会社北海道銀行	0.50%		
					伊藤組木材株式会社	0.50%		
					ミサワホーム信越株式会社	0.38%		
3					ミサワホーム北海道役員持株会	0.37%		
					(平成 21 年 9 月 30	日現在)		
8	上場会	社と対	け象者の	の関係	Ŕ			
					当社は間接保有分 1.43%を含め、対象者の発行済株式総数(11,	780, 800		
	資 :	本 関 係 株)の78.39%に相当する9,235,000株を保有しています。(平成22年3						
					月 18 日現在)			
					当社の執行役員1名が、対象者の取締役を兼務しており、当社の行	定業員2		
	人	的	関	係	名が、対象者の監査役(社外監査役)を兼務しております。			
					また当社の従業員が7名出向しております。(平成22年2月28日	現在)		
					対象者は当社グループの中で北海道地区の住宅販売を担っており、	当社は		
	取	引	関	係	対象者に「ミサワホーム」を建築する部材を販売しております。	, 기대소		
					MANUAL COLOR OF THE CALK / SHPKI CALLO CAS / S 10			
	関連	当 事	者へ	の				
		当 チ	状	況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。			
		•						

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成22年3月19日(金曜日)から平成22年4月23日(金曜日)まで(25営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は平成 22 年 5 月 6 日 (木曜日)まで (30 営業日)となります。

③ 期間延長の確認連絡先

連絡先ミサワホーム株式会社

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

03 (3349) 8088

経営企画本部 経営企画部 マネージャー 苅米 信俊

確認受付時間 平日 9時 00 分から 18 時 00 分まで

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金270円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました(なお、三菱UFJ証券は、当社の関連当事者には該当せず、その他本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。)。三菱UFJ証券は、市場株価分析及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJ証券から平成22年3月17日に株式価値分析報告書を取得いたしました(なお、当社は、三菱UFJ証券から本買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析 245 円から 283 円 DCF分析 233 円から 273 円

まず市場株価分析では、平成22年3月17日を基準日として、札幌証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値、直近1ヶ月平均、直近3ヶ月平均を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を245円から283円までと分析しております。なお、基準日である平成22年3月17日に札幌証券取引所における対象者の普通株式の取引が成立しなかったため、対象者の普通株式の直近の取引成立日(平成22年3月10日)の普通取引終値を基準日終値としております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、当社と対象者との間で生み出されるシナジー効果等の諸要素を考慮した平成22年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を233円から273円までと分析しております。

当社は、三菱UFJ証券から取得した株式価値分析報告書記載の各手法の分析結果を参考にし、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年3月18日開催の取締役会において、本買付価格を1株当たり270円と決定いたしました。なお、本買付価格である1株当たり270円は、札幌証券取引所における対象者の普通株式の直近の取引成立日(平成22年3月10日)の普通取引終値の245円に対して10.2%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成22年2月18日から平成22年3月10日まで)の普通取引終値の単純平均値263円(小数点以下四捨五入)に対して2.7%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額、過去3ヶ月間(平成21年12月21日から平成22年3月10日まで)の普通取引終値の単純平均値283円(小数点以下四捨五入)に対して4.6%(少数点以下第二位四捨五入)のディスカウントをした金額、過去6ヶ月間(平成21年9月24日から平成22年3月10日まで)の普通取引終値の単純平均値268円(小数点以下四捨五入)に対して0.7%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた

金額となります。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

現在、当社は、「事業ポートフォリオの最適化」と「事業構造の再構築」を骨子とした新中期経営計画の達成に向けて、グループー丸となって取り組んでおりますが、対象者の業績は厳しい状況にあり、対象者は、平成21年3月期に引き続き、平成22年3月期第3四半期連結累計期間においても営業損失、当期純損失を計上しております。対象者の業績回復を実現するためには、抜本的な対策が不可避であり、これまで以上に当社と対象者が強固な協力体制を構築するとともに、対象者において、短期的な利益追求にとらわれない柔軟な経営戦略の策定及び遂行、並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための意思決定の確保が必要不可欠となっております。

こうした状況の中、当社と対象者は、平成21年12月頃から対象者の業績回復及び両社の企業価値の向上を目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、対象者の業績回復並びに対象者の中長期的な企業価値の向上及び当社グループ全体の企業価値の最大化のためには、当社が対象者を完全子会社化することが最善の方策であるとの結論に至ったことから、当社は、平成22年3月18日、本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により、本買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本買付価格を決定するにあたり、平成 22 年 2 月に、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UF J 証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼し、三菱UF J 証券より株式価値分析報告書を平成 22 年 3 月 17 日に取得しております(なお、当社は、三菱UF J 証券から本買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。

(ii) 当該意見の概要

三菱UFJ証券は、市場株価分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を 行っており、各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の とおりです。

市場株価分析 245 円から 283 円 DCF分析 233 円から 273 円

(iii) 当該意見を踏まえて本買付価格を決定するに至った経緯

当社は、三菱UFJ証券から取得した株式価値分析報告書記載の各手法の分析結果を参考にし、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年3月18日開催の取締役会において、本買付価格を1株当たり270円と決定いたしました。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社は、対象者の普通株式に係る議決権の過半数を保有し、対象者を連結子会社としていることから、本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

当社は、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ証券に対し、対

象者の株式価値評価分析を依頼しました(なお、三菱UF J 証券は、当社の関連当事者には該当せず、 その他本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。)。

当社は、前記のとおり、本買付価格を決定するにあたり、三菱UFJ証券より株式価値分析報告書を平成22年3月17日に取得し、参考としております(なお、当社は、三菱UFJ証券から本買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。

他方、対象者によれば、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するために、以下のような措置を 採っているとのことです。

まず、対象者は、本買付価格の妥当性を判断するため、当社及び対象者の関連当事者には該当しない当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるグローウィン・パートナーズに、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年3月17日付でグローウィン・パートナーズから株式価値算定書を取得したとのことです(なお、対象者はグローウィン・パートナーズから本買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。)。

グローウィン・パートナーズの株式価値算定書によれば、対象者の株式価値の算定結果は以下のと おりとのことです。

市場株価法 245 円から 278 円 修正純資産法 84 円から 124 円

また、対象者取締役会は、法務アドバイザーとして、当社及び対象者から独立した北村・平賀法律 事務所を選定し、本公開買付けの手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を 受けているとのことです。

さらに、対象者取締役会においては、北村・平賀法律事務所からの助言を踏まえ、グローウィン・パートナーズの株式価値算定書を参考にし、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けについて、対象者にとっての意義及び本公開買付けの諸条件も鑑み、慎重に協議、検討を重ねたとのことです。その結果、対象者としては、本公開買付けの実施が当社のみならず対象者にとっても企業価値の向上に資するものであり、また対象者の株主の皆様に対しても、合理的な価格による対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成22年3月18日開催の取締役会において決議に参加した対象者取締役2名全員の一致で、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったとのことです。かかる取締役会に参加した監査役(1名)は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

また、対象者取締役のうち、当社の常務執行役員を兼務している若月惠治氏は、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことであり、対象者の社外監査役である西戸邦弘氏及び山村晴康氏は、いずれも当社の従業員でもあるため、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

③ 算定機関との関係

三菱UF J証券は、当社の関連当事者には該当せず、その他本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限	
2,714,800 (株)	— (株)	— (株)	

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買 取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取 ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を 記載しております。当該最大数は、対象者が平成22年2月10日に提出した第39期第3四半期報 告書に記載された平成21年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(11,780,800株)から、本 日現在において公開買付者が保有する対象者株式の数(9,066,000株)を控除した対象者株式の数 (2,714,800株)になります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	9,066 個	(買付け等前における株券等所有割合 76.97%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	283 個	(買付け等前における株券等所有割合 2.40%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	2,714 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	11,778 個	

- (注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する 株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (2,714,800 株) に係る議決権の数を記載しております。
- (注3)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成22年2月10日提出の第39期第3四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、かつ、対象者の発行している全ての株式(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(11,780,800株)に係る議決権の数(11,780個)を分母として計算しております。
- (注4) 本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株券等(但し、特別関係者である対象者が保有する自己株式を除きます。) も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。
- (注5)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

732, 996, 000 円

- (注1) 買付予定数 (2,714,800 株) に1株当たりの買付価格 (270 円) を乗じた金額を記載しております。
- (注2) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
 - (注) 三菱UF J 証券株式会社は平成 22 年4月1日を効力発生日として同社の営む金融商品取引業等をその 100%子会社である三菱UF J 証券分割準備株式会社 (本店所在地:東京都千代田区丸の内二丁目5番2号) に吸収分割の方法により承継させる予定であり、本公開買付けに係る

三菱UF J 証券株式会社の権利義務は平成 22 年4月1日に三菱UF J 証券分割準備株式会社 に承継される予定です。なお、三菱UF J 証券株式会社は平成 22 年4月1日付で「三菱UF J 証券ホールディングス株式会社」に商号変更し、三菱UF J 証券分割準備株式会社は同日付で「三菱UF J 証券株式会社」に商号変更する予定です。以下同様です。なお、本公開買付けに係る手続は、当該吸収分割の効力発生による権利義務の承継の前後において、何ら変更はございません。

② 決済の開始日

平成22年4月30日(金曜日)

(注) 法27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成22年5月13日(木曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主(外国の居住者である株主(法人を含みます。)をいいます。以下同様です。)の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部 の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新

聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UF J 証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 (その他三菱UFJ証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、 買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、 当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法によ り公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以 前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また 米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことは出来ません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)は公開買付者及び公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

- (i) 応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在 していないこと。
- (ii) 本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。) も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。
- (iii) 買付け又は公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の 州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、イ ンターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用 していないこと。
- (iv) 他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと (当該他の者が 買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。
- (10) 公開買付開始公告日

平成22年3月19日(金曜日)

(11) 公開買付代理人

三菱UF J 証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

- 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し
- (1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる今期業績予想への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者としては、本公開買付けの実施が当社のみならず対象者にとっても企業価値の向上に資するものであり、また対象者の株主の皆様に対しても、合理的な価格による対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成22年3月18日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったとのことです。

なお、「公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」及び「利益相反を回避する措置の具体的内容」については、上記「1.買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は平成 22 年 3 月 18 日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」において、平成 21 年 11 月 10 日に公表した業績予想を修正した旨を公表しております。当該公表に基づく、対象者の平成 22 年 3 月期通期の業績予想の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

平成22年3月期通期連結業績予想数値の修正(平成21年4月1日~平成22年3月31日)

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前 回 予 想 (A)	23, 000	157	47	10	87 銭
今 回 予 想 (B)	21, 300	△219	△330	△400	△34円65銭
増減額(B-A)	△1, 700	△376	△377	△410	_
増減率(%)	△7. 4	_	_	_	_
(ご参考)前期実績 (平成21年3月期)	26, 840	△448	△558	△872	△84円18銭

平成22年3月期通期個別業績予想数値の修正(平成21年4月1日~平成22年3月31日)

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回予想(A)	21, 080	136	23	22	1円91銭
今 回 予 想 (B)	19, 800	△266	△370	△430	△37円25銭
増減額(B-A)	△1, 280	△402	△393	△452	_
増減率(%)	△6. 1	_	_	_	_
(ご参考)前期実績 (平成21年3月期)	25, 181	△509	△620	△912	△88円6銭

以上

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引 (いわゆるインサイダー取引) 規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表 (平成 22 年 3 月 18 日 15 時 30 分 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻) から 12 時間を経過するまでは、ミサワホーム北海道株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、ミサワホーム株式会社及びミサワホーム北海道株式会社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部 を構成するものではなく、本プレスリリース(若しくはその一部)又はその配付の事実が本公開 買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠する ことはできないものとします。

本プレスリリースには、ミサワホーム株式会社及びミサワホーム北海道株式会社の経営陣の考え 方に基づく、事業展開の見通しを記載してあります。実際の結果は多くの要因によって、これら の見込みから大きく乖離する可能性があります。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われる ものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当 該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとし ます。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことは出来ません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表又は配付に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国又は地域の法令を遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリース又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。